

新型コロナウイルス感染防止のための改正特措法に反対し廃止を求めます

このところ連日、不安と恐怖のニュースとして世界を駆け巡っている新型コロナウイルス。その感染防止のために、政府が目論む「新型インフルエンザ対策等特別措置法改正案」が3月11日、衆院内閣委員会でわずか3時間の拙速審議で採決、翌12日には衆院本会議で可決されました。13日に参院に移り、同日中に本会議で可決、成立し、14日から施行となりましたが、この改定では、首相が最長2年の緊急事態宣言をすれば、行政権への権力集中、市民の自由と人権の幅広い制限など憲法を支え立憲主義の根幹が脅かされるおそれがあります。私たちは、この改正特措法に断固反対し廃止を求めます。

首相が緊急事態を宣言すると、各自治体を通じて外出自粛・学校の休校またイベントの開催再制限などが行われます。こうした施設使用の制限、あるいは催し物の制限という規制は、集会の自由や表現の自由の侵害につながりかねません。また臨時医療施設開設のため、所有者らの同意を得て、必要な土地や建物を使用できますが、同意を得ずに強制的に使用することもできます。これは私権の重大な侵害であり、憲法が保障する財産権に関わってきます。

一方、特措法の下で、NHKは他の公共機関と並んで指定公共機関とされ、首相の総合調整に服するだけでなく、場合によっては首相の必要な指示を受けることもあります。これでは、報道機関としての権力からの独立と報道の自由が確保できず、市民も必要な情報が得られず、知る権利を行使できません。民放局や他の報道機関も政令により同様に追加されるおそれがあると言われます。

このように、メディアも「緊急事態宣言」の発令によって報道統制の波に呑み込まれ、報道の使命が果たせなくなることを危惧します。したがって今後、私たちは緊急事態宣言のような強権政治ではなく、医療や福祉などの専門家との連絡を密にして、民主的で科学的根拠に基づいた検査、治療体制を推進するよう訴えます。

2020年3月14日

日本ジャーナリスト会議東海（代表古木民夫）

メディアを考える市民の会・ぎふ